

平成 22 年度厚生労働省税制改正要望 主な事項について

平成 21 年 1 1 月 6 日
厚生労働副大臣 長浜 博行

平成22年度厚生労働省税制改正要望事項

新規要望事項等

- ◎ 子ども手当の創設 1項目
- ひとり親家庭への支援策の充実 1項目
- ◎ 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大 2項目
- ◎ たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ等 2項目

その他の要望事項

- ◎ 地域医療の再生に向けて 12項目（うち他省庁まとめ6項目）
- 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進 1項目
- 健康で暮らせる社会の実現に向けて 3項目（うち他省庁まとめ2項目）
- ◎ 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現 4項目（うち他省庁まとめ2項目）
- 安心して働ける社会の実現 2項目（うち他省庁まとめ1項目）
- 各種施策の推進 6項目（うち他省庁まとめ3項目）

（◎は今回説明する事項）

合計 34項目

（	厚生労働省取りまとめ要望	20項目
	他省庁取りまとめ要望	14項目

子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設（所得税、個人住民税等）

要望内容

子ども手当について、非課税とするとともに、子ども手当を受ける権利の差押を禁止する

要望理由

- ①子ども手当に課税した場合、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという子ども手当の趣旨や子ども手当による子育ての経済的負担の軽減効果が損なわれるため。
- ②児童手当等においても非課税措置や差押禁止措置が講じられているため。

（参考）子ども手当に係る平成22年度予算概算要求について

概算要求額： 23,345億円（一般会計）
うち給付費：22,554億円
事務費： 791億円

中学校修了までの子ども1人当たり月額1万3000円の子ども手当を支給する（10月/12月分を計上）

要望内容

喫煙率の減少のために、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる

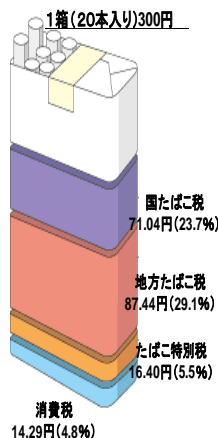
喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名	日本	ドイツ	イタリア	フランス	イギリス	アメリカ	カナダ	オーストラリア
喫煙率	39.9%	37.3%	31.3%	30.0%	27.0%	24.1%	22.0%	18.6%
男性総数	23.8%	32.5%	24.0%	25.4%	26.0%	21.6%	20.0%	17.4%

出典: たばこアトラス第2版(2006)
日本は平成18年国民健康・栄養調査



- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=90円で換算

国名	日本	ドイツ	イタリア	フランス	イギリス	アメリカ (ニューヨーク市)	カナダ	オーストラリア
価格	300	466	441	556	843	705	653	601

出典: たばこアトラス第2版(2006)
アメリカは州・市・小売店ごとに価格が異なる。NYの価格・税率を参議院HP「たばこ税の現状と課題」より計算。
日本は財務省HPより引用

主要国の平均価格(約600円)

たばこの価格政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、価格政策を実施すること。(第6条)

日本: 平成16年6月批准、平成17年2月発効。(締約国数: 167カ国(平成21年10月現在。))

健康日本21(運動期間: 2000~2012)

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。

○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。

【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

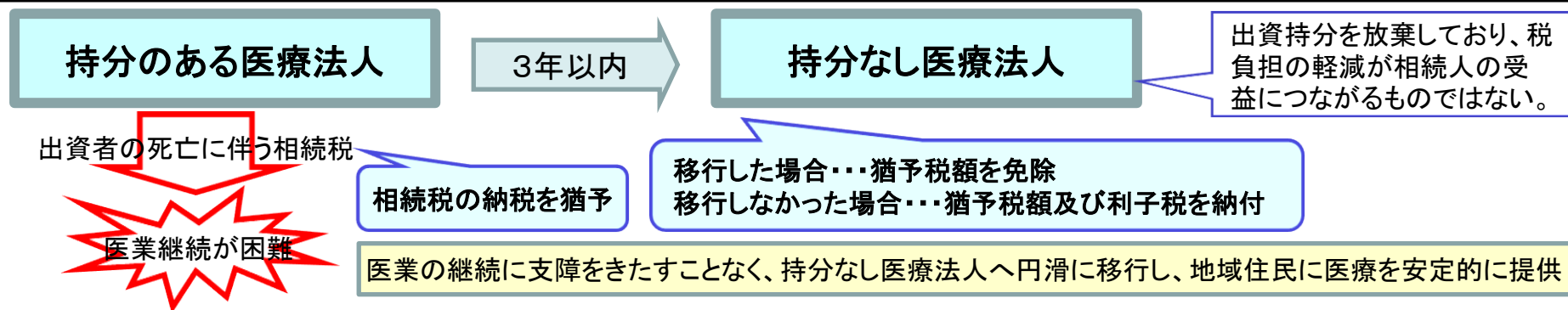
設定価格における男性喫煙率推計

500円 男性喫煙率 33.4~27.1%
600円 男性喫煙率 31.1~25.3%

出典: 厚生労働科学研究「各種禁煙対策の経済影響の研究」

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設【相続税、贈与税】

- 持分のある医療法人については、出資者の死亡に伴う相続税により、医業継続が困難となるおそれ。
- 持分のある医療法人が、地域医療を継続しつつ、持分なし医療法人へ円滑に移行できるよう、
 - ・ 出資者の死亡に伴い相続人に発生する相続税の納税を3年間猶予するとともに、
 - ・ 3年以内に持分なし医療法人に移行した場合は、猶予税額を免除する等の特例措置を創設。



周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長【不動産取得税】

- 周産期医療の連携体制を担う医療機関が分娩の用に供する不動産(分娩室、陣痛室、NICU等)を取得した場合に、不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する不動産取得税の特例措置について適用期限を2年間延長。

社会保険診療報酬等に係る特例措置【事業税】

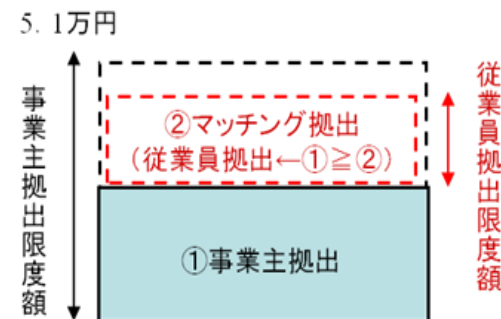
- 医療崩壊を食い止め、公共性の高い医療サービスをすべての国民に提供するためには、地域医療を支える医療機関が、安定して医業を行える環境整備が必要。
- このため、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外に対する軽減措置を存続。

要望内容

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金において企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用、中途引き出し要件の緩和、資格喪失年齢の引上げを要望する。

1. 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金拠出に加えて、加入者の掛金拠出を可能とする。
（拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で可能とする。）
※拠出限度額については、平成22年1月から、5.1万円
（他の企業年金あり：2.55万円）へ引上げ。

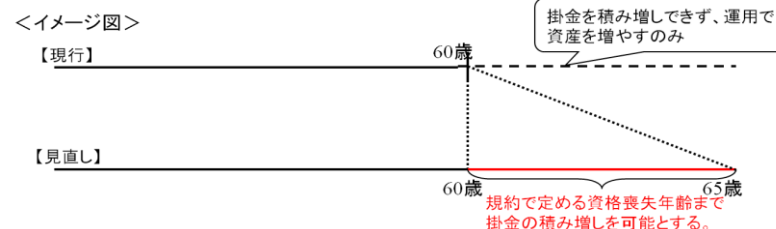


2. 中途引き出し要件の緩和

個人型年金加入者となれる者であっても、実質的に個人型年金加入者となれない者と同等とみなせる者（2年以上掛金拠出せず、資産額が25万円以下の者）について、脱退一時金を支給することを可能とする。

3. 資格喪失年齢の引上げ

現在60歳まで加入資格を認めているところ、規約で定めることにより60歳から65歳までの間の一定年齢まで加入を可能とする。



「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設（所得税、個人住民税等）

要望内容

民主党マニフェストにおいて、職業訓練期間中に、月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」を創設する旨記載されている（「連立政権樹立に当たっての政策合意」（2009年9月9日）においても同旨。）ことを踏まえ、平成23年度の制度創設に向けて、法的な措置も含めて労働政策審議会において検討し、この検討結果を踏まえて非課税措置を講じる。

これまでの施策等

- 労使及び各党の提案を踏まえ、新たな雇用のセーフティネットとして、「緊急人材育成・就職支援基金」（一般会計）を創設。（平成21年度補正予算で措置（平成22年度末まで継続））
- 雇用保険を受給できない方を対象として、職業訓練と「訓練・生活支援給付」を実施（給付は月10万円（扶養親族のある方は12万円）、必要な方に貸付も実施（月8万円を上限））

民主党マニフェスト

職業訓練期間中に、月額10万円の手当（能力開発手当）を支給する「求職者支援制度」を創設する。
※工程表では平成23年度に創設

「連立政権樹立に当たっての政策合意」

- 職業訓練期間中に手当を支給する「求職者支援制度」を創設する。



上記の内容を踏まえ、「求職者支援制度」について検討を進める。

マニフェストにも記載されている、

- ① 老年者控除の復活
- ② 公的年金等控除の拡大
- ③ 配偶者控除の廃止
- ④ 扶養控除の廃止

など控除制度については、税制全体の在り方を含め、税制調査会でさらなる議論が必要。